

平成23年5月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるといことである。

第2 事案の概要

一件記録によると、本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した高齢厚生年金の受給権者であるA(以下「亡A」という。)の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、厚年法第59条に該当する遺族とは認められないためとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対して、再審査請求をした。
- 4 一方、亡Aの内縁の妻であるとするB(以下「B」という。)は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定請求をし、社会保険庁長官は、同年〇月〇日付けで、Bに遺族厚生年金を支給する旨の処分をしている。当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、Bを利害関係人に指定した。

第3 当審査会の判断

- 1 一件記録によると、次の各事実が認められる。
 - (1) A(昭和〇年〇月〇日生)は、a食品株式会社(以下「a社」という。)に勤務していた昭和〇年〇月〇日に、

〇〇市役所の臨時事務職員として勤務していた請求人と婚姻した。夫婦は、〇〇区〇〇所在のa社の社宅(社員寮)で婚姻生活を始め、請求人は、退職して家事労働に専念した。昭和〇年〇月には長男Cが誕生した。請求人は、昭和〇年〇月〇日、a社に雇用されて社員寮の管理人を任された。

- (2) 亡Aは、昭和〇年〇月に〇〇市に新規開店する店舗の支配人を命ぜられ、請求人は、同年〇月〇日にa社を退職して、Cとともに、亡Aに随って〇〇に転居した。
- (3) 亡Aは、昭和〇年〇月ころ、〇〇の職場に異動を命ぜられ、一家は、同月末に再びa社の社宅に入居した。しかし、亡Aは、引越の日の翌日を最後に家族の前から姿を消し、出奔して所在不明となってしまった。亡Aからは、同月及び翌月にかけて、銀行振込により請求人に送金されたことが2回あっただけで、以後、亡Aからの送金や音信は何もなかった。そのため、請求人は、将来の生活に不安を覚えたことから、Cを連れて社宅を退去し、実家近くのアパートに移転した。一方、亡Aは、同年〇月〇日付でa社を退職していた。
- (4) 請求人は、〇〇市〇区〇〇〇〇ー〇〇ー〇〇〇〇荘(以下「〇〇荘」という。)で長男Cとともに居住していた(なお、請求人は、同所において、亡Aの住民登録もしていた。)ところ、亡Aからの音信がないまま、昭和〇年〇月〇日に〇〇荘から〇〇市〇区〇〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇に転居した(以下、この住居を「自宅」という。)。この転居の際に提出された転居届には、亡A、請求人及びCの3名が転居したものと記載されたが、上記のとおり、亡Aについては、失跡していて〇〇荘の自宅での居住実績はなく、したがって、自宅への転居の事実もなかったが、請求人がこれを秘して届け出たものであった。その後、平成〇年〇月〇日に、C

が自宅から〇〇区のマンションに転居した。亡Aは、平成〇年〇月〇日に請求人からの不在申出により、住民基本台帳からその住所が職権抹消され、同日、請求人が世帯主を請求人とする世帯主変更届を提出し、請求人が世帯主となった。請求人は、実家の経済的援助の下、Cを養育していたが、昭和〇年〇月に実父が死亡したため、飲食店で働いて実母とCとの家計を支えてきた。その間、亡Aからの音信は何もなかった。

(5) 亡Aは、a社勤務当時、a社厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であった。亡Aが退職時に提出した第一種退職年金給付裁定請求書に不備があり、これが補正されないまま亡Aが所在不明となったため、その処理が未了となっていた。請求人は、亡Aが所在不明となってから〇年を経過した後に、〇〇家庭裁判所に対し、亡Aの失踪宣告の申立てをしたが、亡Aが生存している可能性が高いとの指導があったことから、この申立を取り下げた。その後、基金が、厚生省及び〇〇〇〇〇〇社会保険指導部等の指導を受けたことに基づき、請求人は、昭和〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所に対し、亡Aを不在者として、不在者財産管理人として請求人を選任するとの裁判を求めて、不在者財産管理人選任の申立てをした。

(6) ア 一方、亡Aは、家族の下を出奔して、昭和〇年〇月〇日にa社を退職後、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の適用事業所に雇用され、転職を2度重ねた上、昭和〇年〇月〇日に〇〇市〇区内のc社（以下「c社」という。）に勤務し、平成〇年〇月〇日に退職して、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後は、同年〇月からd社に雇用されて働いていたが、厚生年金保険の被保険者となったことはない。なお、その間の亡Aの住所は〇〇市内にBが昭和

〇年〇月以来賃借しているアパート〇〇荘に定められており、〇〇荘でBと同棲していた。なお、亡Aは、Dという偽名を使用していたが、厚生年金保険関係は本名での履歴が記録されており、健康保険上はDの偽名が使われ、Bはその妻として登録されていた。

イ 亡AとBは、昭和〇年ころから親密な仲となり、その頃から亡Aが〇〇荘に出入りしており、亡Aは、出奔後は、〇〇荘でBと同居して、生活をともにしていた。生活費は、亡Aが負担し、Bが家事に従事していた。もとより、亡Aは、Dとの偽名を使っていたが、Bに対し、妻と男の子一人がおり、妻との婚姻関係は破綻しているが、子のために離婚はしていない旨を話していた。Bとしても、亡Aに対し、入籍を強く求めているが、亡Aは、妻の籍が抜けないので入籍はできないが、籍にこだわることはないし、入籍こそしていないものの、自分たちは夫婦であるし、世間には自分たちのような夫婦もたくさんいるなどと言い続け、そのままに推移していた。なお、亡Aが所持していた年金手帳には、「厚生年金保険 記号〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇〇 初めて被保険者となった日 〇. 〇. 〇」「氏名 D 生年月日 昭和〇年〇月〇日生」と記載されていた。これは、初めて被保険者となった日が出奔後に初めて雇用された日の記載となっている点及び氏名がDとなっている点を除いては、亡Aの厚年資格記録（共通）と一致している。

ウ 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇荘において、急性虚血性心疾患のため死亡し、検視の過程で、Dが偽名であり、同人が本籍地を「〇〇区〇〇〇丁目〇〇〇番地」とする亡Aであり、住民基本台帳法上の住所も平成〇年〇月〇日に職権抹消されて

いることが判明した。亡Aの死亡届は、翌〇日に〇〇荘の家主であるEにより、〇〇市長に提出された。

エ 請求人は、平成〇年頃、以前から気に掛けていた亡Aの消息を尋ねて同人の実家を訪ねたところ、亡Aの兄の妻から、亡Aは、〇〇で既に死亡し、遺骨は実家の墓地に埋葬してあるとの話を聞かされた。

2 上記認定の事実によると、亡Aは、昭和〇年〇月に出走して所在不明となって以来、同月及び翌〇月にかけて2回送金してきたのみで、その死亡に至るまでの約〇年〇月の長きにわたり、請求人はもとよりCとの音信も交通も断って、その所在をくまらしたまま、〇〇荘においてBとともに棲んでいたものであり、その間、就業していたものの、それにより得た収入を請求人及びCの生活を維持するための費用としては全く使用せず、もっぱら、Bとの内縁の夫婦関係維持のために使用していたものであると認められる。

その間の請求人は、実家の近くに身を寄せ、実家の経済的援助を受けながらCを育て上げ、昭和〇年〇月の実父死亡後は、飲食店で働いて実母とCとの家計を支えてきたことが認められ、亡Aの所在不明の間、亡Aの収入によって生活を維持していたという事情がなく、相互扶助の関係も途絶えており、社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいたということとはできないのであって、亡Aと請求人との関係は、法律上の婚姻関係にありながら、請求人は亡Aの所在を知らず、経済的に亡Aに依存することなく、亡Aから独立して家計を営み、生活を維持してきたものということができ、一方、亡Aは、法律上の婚姻関係にある請求人を悪意により遺棄した上、Bと生計を一にして、相互依存関係の下において内縁の夫婦関係を営んでいたものことができる。

そうすると、請求人は、亡Aにより悪意で遺棄されたものであり、亡A死亡の

当時、亡Aにより生計を維持したものとはいえない。

3 なお、請求人の主張中には、請求人は、失踪宣告の申立てをし、裁判所の指導に従って、これを取り下げたのであるから、亡Aについては失踪宣告を受けた被保険者と同様に、行方不明となった当時における生計維持要件を判断すべきである旨主張する部分があるが、亡Aは、失踪宣告により死亡したとみなされた者ではないし、そもそも、請求人は、失踪宣告申立取下げ後に、亡Aが死亡しておらず、存命していることを前提として、不在者財産管理人選任の申立てをしていることからしても、上記主張は失当というほかない。

4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人は、亡Aの死亡の当時、亡Aによって生計を維持した配偶者ではないというべきであるから、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。